

# 大雪等による被災農林漁業者 への支援対策について

## 参考資料

平成29年3月31日

# 農林水産業共同利用施設災害復旧事業

【25百万円】

## 対策のポイント

異常な自然災害により被災した農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費を補助します。

## <背景／課題>

異常な自然災害により、農林水産業共同利用施設に被害が発生した場合、農林水産業の早期再開・復旧を図るため、被災施設の速やかな復旧が必要です。

## 政策目標

被災した農林水産業共同利用施設の速やかな復旧

## <主な内容>

異常な自然災害により被災した農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費を補助します。

- (1) 対象となる施設の所有者  
農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、農事組合法人、地方公共団体等
- (2) 対象となる施設  
農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、共同作業場等の共同利用施設  
ただし、法定耐用年数の1.4倍を経過していない施設に限ります。
- (3) 採択基準及び補助率

		採択基準	補助率	
			40万円までの部分	40万円を超える部分
一般災害		40万円以上	2/10	
激甚災害	告示地域*	13万円以上	4/10	9/10
	その他の地域	40万円以上	3/10	5/10

※ 告示地域とは激甚災害法施行令第19条の規定に基づき告示された地域  
具体的には、農地・農業用施設の年間災害復旧事業費（国の補助額を控除）の関係農家1戸当たり負担額が2万円を超える地域

- (4) 補助対象額  
被災施設の復旧費を経年減価方式により算出した額。  
ただし、当該施設の再取得に要する費用の20%を下限とします。

〔 補助率：9/10、5/10、4/10、3/10、2/10  
事業実施主体：農業協同組合、地方公共団体等 〕

[お問い合わせ先：大臣官房文書課災害総合対策室（03-6744-2142）]

# 災害関連緊急治山事業

## 1 事業内容

再度災害を防止するため、災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地又はなだれ発生地につき、当該災害発生年に緊急に復旧整備する保安施設事業。

## 2 採択基準

次のいずれかに該当し、1箇所（箇所）の復旧事業費が原則として600万円を超えるもの。

- ・ 鉄道、国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害法第2条第1項の規定により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。）、官公署、学校、病院等のうち重要なものに被害を与えると認められるもの。
- ・ 農地、農道（関係面積10ha以上）等に直接被害を与えると認められるもの。
- ・ 人家10戸以上に被害を与えると認められるもの。

など。

## 3 事業主体

都道府県

## 4 補助率

2 / 3

※激甚災害法：「激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律」

## 治山施設災害復旧事業 (林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設災害復旧事業)

### 1 事業内容

地方公共団体が施行管理している林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設が被災した場合の復旧事業。

### 2 事業主体

都道府県  
(市町村)

### 3 補助率

2 / 3  
(6.5 / 10)

### 4 採択限度額

1箇所の工事の費用が120万円以上のもの  
(1箇所の工事の費用が40万円以上のもの)

### 5 対象施設

治山ダム工、土留工、護岸工、集水井工、アンカー工など

注)

- ① 事業主体、補助率等の裸書きは負担法、( )書は暫定法に基づくもの。
- ② 補助率については、激甚災による嵩上げ措置あり。

## 産地パワーアップ事業

【57,000百万円】

### 対策のポイント

水田・畑作・野菜・果樹等の産地が、平場、中山間地域など、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組をすべての農作物を対象として総合的に支援します。

### <背景/課題>

「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かして、平場、中山間地域など、地域の強みを活かしたイノベーションを促進することにより、農業の国際競争力の強化を緊急に実施する必要があります。

### 政策目標

- 担い手への集約やコスト低減技術の導入、集出荷施設等の再編合理化により、生産・出荷コストを10%以上低減
- 品質向上や高付加価値化等により、販売額を10%以上向上 等

### <主な内容>

地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画策定経費、計画の実現に必要な農業機械のリース導入や、集出荷施設の整備に係る経費等をすべての農作物を対象として総合的に支援します。

また、生産性や品質の飛躍的向上をもたらすICTやロボット技術等の先端技術の導入、農産物輸出に向けた体制整備、中山間地域の体制整備について、優先枠を設けて積極的に支援します。

#### 〔支援例〕

- ・園芸団地育成を図るためのハウスの導入
- ・果樹の競争力のある品種（りんご「ふじ」等）の改植
- ・輸出に向けた産地づくりを図るための自動ラック式CA貯蔵庫の整備
- ・ICTを活用した高効率な水田・畑作営農を実現するためのGPS活用型農業機械の導入 等

補助率：基金管理団体へは定額（支援対象者へは、施設整備は事業費の1/2以内、農業機械のリース導入は本体価格の1/2以内 等）  
支援対象者：地域農業再生協議会等で作成する「産地パワーアップ計画」に位置づけられている農業者、農業者団体 等

〔お問い合わせ先：生産局総務課生産推進室（03-3502-5945）〕

【平成28年度補正予算額：57,000百万円】

水田・畑作・野菜・果樹等について、平場・中山間地域など、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組をすべての農作物を対象として総合的に支援。

## 事業内容

農作業の効率化によるコスト削減や高付加価値な作物へ転換しつつ、実需者のニーズに応じた生産を行うことで、収益力向上に一体的かつ計画的に取り組む産地において、生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた取組をソフト・ハードを一体的に支援。

## 支援内容

### (1) 支援の対象となる取組

- ① 高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な機械や機器のリース導入に要する経費、施設整備に必要な経費、改植時に必要な経費、転換時に必要な資材導入等に要する経費等
- ② ①の取組の効果を増進するための取組（計画策定や技術実証に要する経費）

### (2) 支援対象者

地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画」に位置づけられている農業者、農業者団体 等

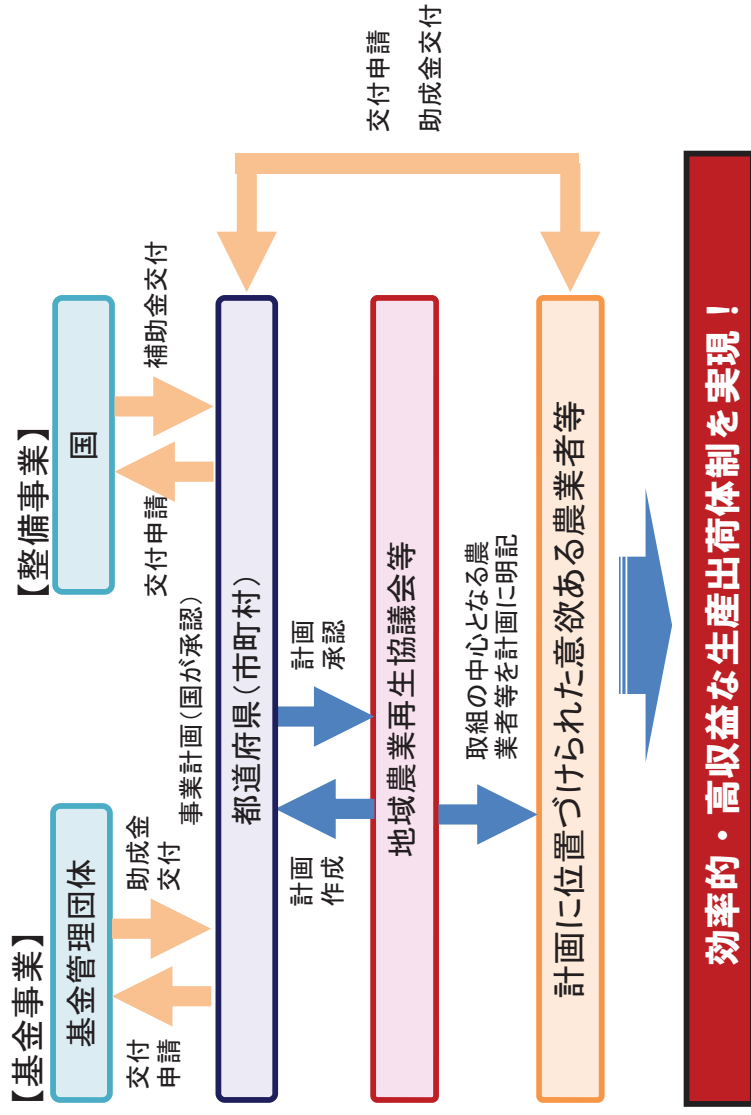
### (3) 補助率

施設整備は1/2以内、農業機械リース導入は本体価格の1/2以内 等

## 交付先

基金事業は、基金管理団体へ一括して交付します。  
整備事業は、都道府県へ交付します。

## 事業の流れ



## 優先枠の設定

○下記の取組については、優先枠を設けて積極的に支援します。

- (基金事業)
  - ・ICTやロボット等の先端技術導入〔20億円〕
- (整備事業)
  - ・農産物輸出に向けた体制整備 〔25億円〕
  - ・中山間地域の体制整備 〔50億円〕

## 経営体育成支援事業

【2, 833 (2, 997) 百万円】

### 対策のポイント

地域の担い手に対し、農業用機械等の導入を支援します。

#### <背景/課題>

- ・地域農業の発展を図っていくためには、集落・地域での話し合いに基づく「人・農地プラン」に即して担い手の経営発展を支援していくことが重要です。
- ・また、農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積・集約化を加速化することが喫緊の課題です。

### 政策目標

意欲ある担い手の育成・確保

#### <主な内容>

地域の担い手（「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体、農地中間管理機構から貸借権の設定等を受けた者等※）の育成・確保を推進するため、農業用機械等の導入を支援します。

※ 過去に例のないような重大な気象災害による被災農業者を含む。

#### 1. 融資主体補助型

地域の担い手が融資を受け、農業用機械・施設を導入する際、融資残について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を支援します。また、予算配分に当たっては、農地中間管理機構の活動実績に応じたポイント加算を行います。

併せて、融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増しによる金融機関への債務保証（経営体の信用保証）を支援します。

〔補助率：定額、融資残額（事業費の3/10以内等）  
事業実施主体：市町村〕

#### 2. 条件不利地域補助型

経営規模が小規模・零細な地域において意欲ある経営体を育成するため、共同利用機械等の導入を支援します。

〔補助率：1/2以内（1経営体当たり上限4,000万円）  
事業実施主体：市町村〕

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 (03-6744-2148)]

# ○ 経営体育成支援事業

平成29年度予算概算決定額【28(30)億円】

○ 地域の担い手の育成・確保を推進するため、農業用機械等の導入を支援します。

## 事業の内容

### ◇ 融資主体補助型

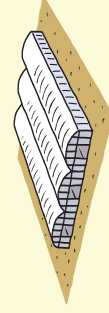
事業概要：地域の中心となる経営体等が、融資を活用して農業用機械・施設を導入し経営改善・発展に取り組む場合に支援。

補助対象：農業者

補助率：事業費の3/10以内等

配分上限額：1経営体当たり300万円

事業実施主体：市町村



### ◇ 追加的信用供与補助事業

事業概要：融資の円滑化を図るため、金融機関への債務保証を拡大。

補助対象：基金協会

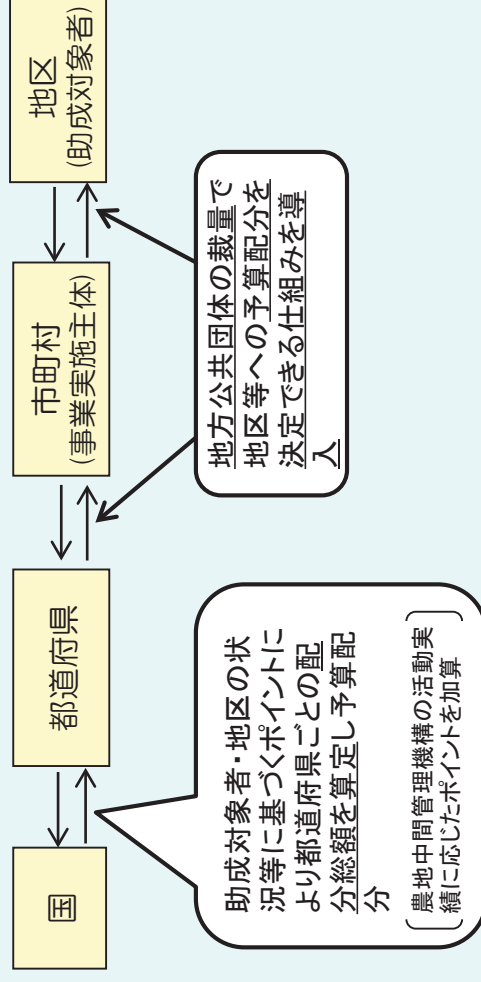
補助率：定額

事業実施主体：市町村



## 事業の仕組み

経営体育成支援事業は、各地域における自発的な取組を支援するため、間接補助事業として実施。





## 果樹・茶産地再生支援対策

【29年度予算 5, 660百万円の内数（果樹）】

【29年度予算 1, 511百万円の内数（茶）】

### 対策のポイント

果樹・茶産地において、倒木や枝折れ等の被害が生じた場合に対応し、被害果樹・茶の改植及び未収益期間に対する支援を行います。

### <背景／課題>

永年性作物である果樹や茶については、優良品目・品種への転換や高品質化を加速するため、産地の担い手による改植等を支援しているところです。今般、大雪により、倒木や枝折れ等の被害が発生していることから、営農再開に向けた支援策が必要となっています。

### 政策目標

被災した果樹・茶産地の速やかな再生

### <主な内容>

#### 1. 果樹における改植及び未収益期間対策

果樹産地の収益力強化と農業者の経営安定を図る観点から、倒木や枝折れ等の被害が生じた果樹の改植及び未収益期間に対する支援を行います。この際、通常の優良品目・品種への面的な改植だけでなく、被害果樹の同一品種への改植や被害を受けた樹体ごとの「スポット的な改植」も可能とします。

（ 補助率：定額、1／2  
事業実施主体：民間団体 ）

#### 2. 茶における改植及び未収益期間対策

茶産地の収益力強化と農業者の経営安定を図る観点から、倒木等の被害が生じた茶園の改植、改植に伴う未収益期間等に対する支援を行います。

（ 補助率：定額  
事業実施主体：農業者等の組織する団体 ）

（ お問い合わせ先：  
果樹について 生産局園芸作物課 （03-3502-5957）  
茶について 生産局地域対策官 （03-6744-2117） ）

果樹・茶産地において、倒木や枝折れによる被害を受けた果樹・茶の改植、未収益期間に必要な経費に対して支援します。

## 果樹への支援

### 具体的な支援の内容

果樹農業好循環形成総合対策事業  
29年度予算5,660百万円の内数

#### <① 改植に必要な苗木代、樹体の撤去費用等>

- ・ **23万円**/10a (みかん等のかんきつ)
- ・ **17万円**/10a (なし、ぶどう等)
- ・ **33万円**/10a (なしジョイント栽培等)
- ・ **1/2以内** (その他果樹)

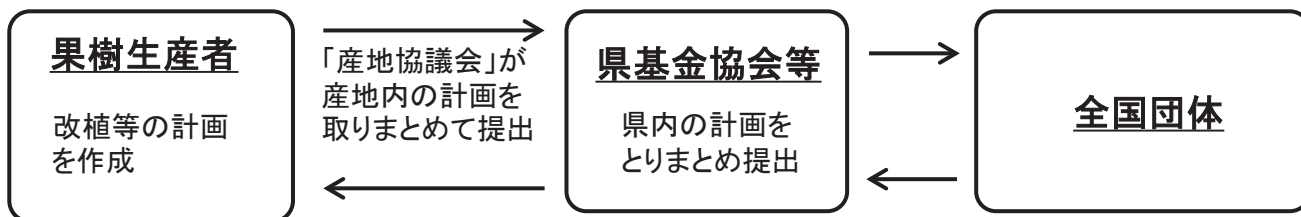
※ 自然災害時の特例として、  
①被害果樹の同一品種への改植  
②被害を受けた樹体ごとの「スポット的な改植」  
(被害を受けた樹体を含めた改植の総面積が農家単位で概ね2a以上)も可能です。

#### <② 未収益期間に必要な肥料代や農薬代等>

- ・ 5.5万円/10a × 4年分 (= **22万円**/10a) を一括交付

### 手続きの流れ

[計画申請(→)、補助金交付(←)の流れ]



※ 大雪による被害を受けている場合は、事業申請の随時受付など機動的に対応します。

## 茶への支援

### 具体的な支援の内容

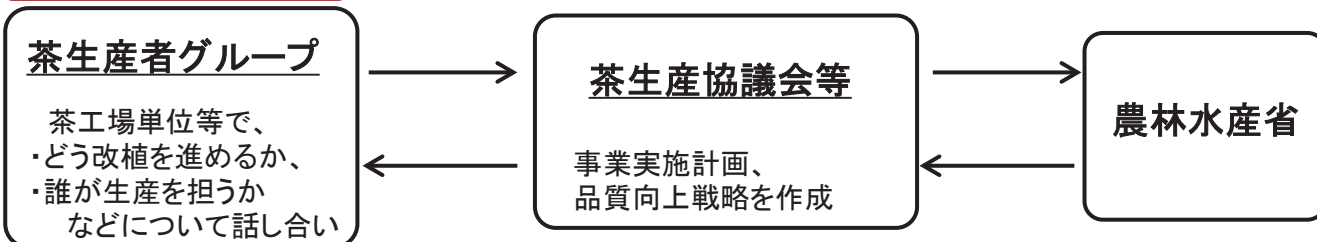
茶支援関連対策  
29年度予算1,511百万円の内数

改植等に対して以下の単価で支援（未収益期間に対する支援も含む）。

- ・ 改植、移動改植：**29.3万円**/10a(異なる品種への改植は**33.3万円**/10a)
- ・ 新植：**12万円**/10a
- ・ 台切り：**7万円**/10a
- ・ 担い手への集積等に伴う茶園整理：**5万円**/10a
- ・ 棚栽培への転換：**4万円**/10a
- ・ 棚栽培への転換に必要な資材費：**10万円**/10a

### 手続きの流れ

[計画申請(→)、補助金交付(←)の流れ]



## 森林整備事業（公共）

### 対策のポイント

平成29年1月、2月を中心とした大雪により被災した森林における被害木の伐採・搬出、人工造林等を実施します。

#### 1. 事業内容

平成29年1月、2月を中心とした大雪により被災した森林において、被害木等の伐採・搬出、被害地への植栽等を実施します。

##### 【作業種】

人工造林、除伐、間伐等

#### 2. 事業主体

都道府県、市町村、森林所有者等

#### 3. 補助率

3 / 10等

#### 4. お問い合わせ先

林野庁森林整備部整備課（03-3502-8065）

## 漁業近代化資金の概要

漁業近代化資金は、漁業者等に対し水産業協同組合又は農林中央金庫が長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、国又は都道府県が補給措置を講じ、もって漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的とする。

### 1 貸付資金の種類

- ① 漁船の改造・建造又は取得に要するもの。
- ② 漁具、養殖施設（種苗・餌料含む）、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設その他の施設の改良、造成又は取得に要するもの。

### 2 借受資格者

- ① 漁業・水産加工業を営む個人
- ② 漁業生産組合
- ③ 漁業・水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）
- ④ 漁業協同組合・水産加工業協同組合
- ⑤ 漁業協同組合連合会・水産加工業協同組合連合会 等

### 3 貸付条件

	貸付利率	貸付限度額	償還期限 (据置期間)	融資率
漁船漁業者(20t未満) (20t以上)	0.30% 0.35%	9千万円 3億6千万円	1号/漁船:20年(3年) (機器等:10年(3年)) 2号/施設:15年(3年) (漁協等:20年(3年)) 3号/機具:7年(2年) (漁協等:10年(2年)) 4号/漁具・養殖施設 :5年(2年) (定置網:10年(2年)) 5号/種苗:5年(2年) 6号/漁村施設: 20年(3年) 7号/特認:15年(3年)	原則 80%
養殖業者(個人) (法人)	0.30% 0.30%	9千万円 1億8千万円		
水産加工業者	0.30%	9千万円		
複合経営	0.30%	1億5千万円		
漁協等	0.30%	12億円		

(※H29.3.21現在)

### 4 融資機関

漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、信用水産加工業協同組合連合会及び農林中央金庫

### 5 担当課

水産庁水産経営課 03-6744-2347 (直)

## 漁業経営基盤強化金融支援事業

### 1 趣 旨

水産業を巡っては、担い手が減少し、高齢化しており、将来にわたって水産物を安定的に供給する生産構造を確立することが課題となっている。

このため、自らの漁業経営を改善するために、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）第4条第1項に基づく漁業経営改善計画の認定を受けた漁業者（以下「認定漁業者」という。）が、日本政策金融公庫資金・沖縄振興開発金融公庫資金（以下「公庫資金」という。）又は漁業近代化資金により、必要な設備投資等を行い付加生産額の増大を図る場合、その金利負担を軽減することにより、設備更新等を促進し、将来の漁業生産の中核となる認定漁業者の経営発展を支援する。

また、自然災害等の影響を受けた漁業者が、災害関連資金等の借入れを行う場合、その金利負担を軽減することにより、漁業経営の再建を支援する。

### 2 事業内容

- (1) 認定漁業者が、漁業経営改善計画を達成するため公庫資金（漁業経営改善支援資金）又は漁業近代化資金により、漁船の建造・取得、養殖施設等の取得等をした場合、負担する金利を最大2%助成し、認定漁業者の金利負担の軽減を図る。

(対象者) 認定漁業者

(融資枠) 71億円

(助成内容)

ア 対象資金 公庫資金 : 漁業経営改善支援資金  
漁業近代化資金 : 1～5号資金

イ 利子助成の対象となる借入金の上限

公庫資金 : 漁船関係資金 4億5千万円

長期運転資金、漁具、施設 5千万円

漁業近代化資金 : 1号資金 2億円

2～5号資金 4千万円

ウ 利子助成期間 漁船関係資金（2億円超過）、その他資金 : 5年

漁船関係資金（2億円以下）(※) : 10年

※ 計画期間内に経営改善計画の達成（付加生産額の伸び率が15%以上）が見込まれない場合にあつては、新たな計画の認定が必要

(2) 自然災害等により影響を受け、資金を必要とする漁業を営む個人又は法人が負担する災害関連資金等の金利を最大2%助成し、負担の軽減を図る。

(対象者) 自然災害等の影響を受けた漁業者

(融資枠) 50億円

(助成内容)

ア 対象資金 公庫資金及び漁業近代化資金の災害関連資金等

イ 利子助成の対象となる借入金の上限

<u>公庫資金</u>	: 運転資金	1千万円
	その他資金	5千万円
<u>漁業近代化資金</u>	: 1～4号資金	5千万円
	5号資金	1千万円

ウ 利子助成期間 5年

(3) 平成28年度までの貸付であって、本事業の助成対象となったものに係る本年度の義務的経費分について助成を行う。

3 交付先及び事業実施主体

公益財団法人農林水産長期金融協会

4 事業実施期間

平成28年度～平成30年度

5 平成29年度予算概算決定額（前年度予算額）

127,269千円（80,375千円）


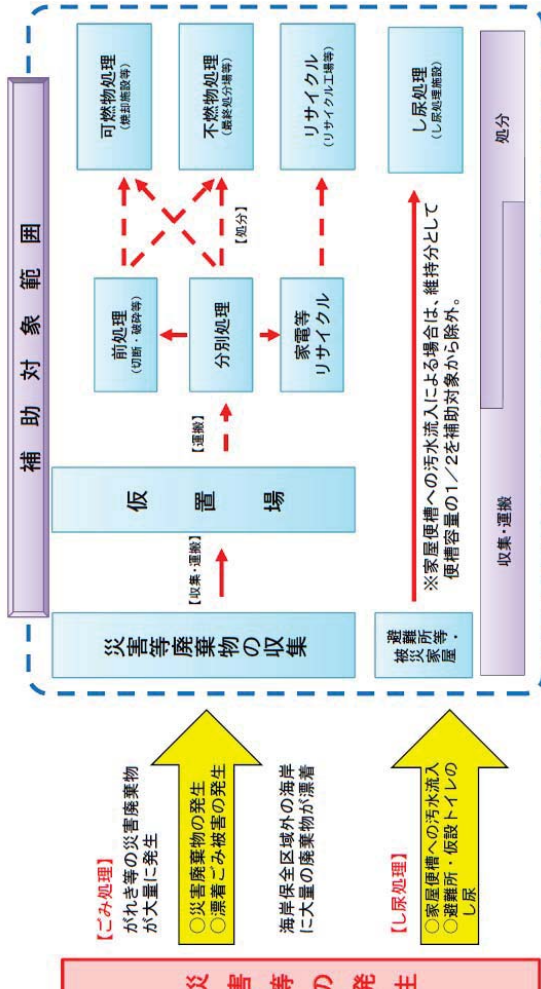
6 補助率等

定額

7 担当課

水産庁水産経営課 03-6744-2347（直）

# 災害廃棄物処理事業の概要について

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
対象事業	 <p>災害等の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害等廃棄物の発生が大量に発生</li> <li>○災害廃棄物の発生</li> <li>○漂着ごみ被害の発生</li> </ul> <p>【ごみ処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害等廃棄物の発生が大量に発生</li> <li>○災害廃棄物の発生</li> <li>○漂着ごみ被害の発生</li> </ul> <p>【尿処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○家屋便槽への汚水流入</li> <li>○避難所・仮設トイレのし尿</li> </ul> <p>災害等の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害等廃棄物の発生が大量に発生</li> <li>○災害廃棄物の発生</li> <li>○漂着ごみ被害の発生</li> </ul> <p>【ごみ処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害等廃棄物の発生が大量に発生</li> <li>○災害廃棄物の発生</li> <li>○漂着ごみ被害の発生</li> </ul> <p>【尿処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○家屋便槽への汚水流入</li> <li>○避難所・仮設トイレのし尿</li> </ul>	 <p>補助対象範囲</p> <p>災害等廃棄物の収集 → 仮置場 → 前処理(切替・破砕等) → 分別処理 → 家電等リサイクル → 可燃物処理(焼却施設等) → 不燃物処理(最終処分場等) → リサイクル(リサイクル工場等) → し尿処理(し尿処理施設)</p> <p>※家屋便槽への汚水流入による場合は、維持分として便槽容量の1/2を補助対象から除外。</p>
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）	
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>〔 政令指定都市：事業費80万円以上 その他の市町村：事業費40万円以上</li> <li>〔 降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの 暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの 高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの</li> <li>〔 地震：異常な天然現象によるもの（震度基準なし） 積雪：過去10年間の最大積雪深平均値超且つ1m以上 その他：異常な天然現象によるもの</li> </ul>	
補助率	1 / 2	
地方財措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;通常災害時&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 地方負担の80%について特別交付税措置</li> </ul> </li> <li>&lt;激甚災害時&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村にあっては、残りの20%については、災害対策債により対応することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置</li> </ul> </li> </ul>	
根拠条文	◆ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。	